

都市と環境

- 美しい日本、持続可能な社会をめざして -
[提言のポイント]

1 持続可能な社会をめざした都市と市民の役割

- ・ 持続可能な社会こそがめざすべき社会、そのためには地域での取り組みが最重要。その際、市と市民・事業者・NPOなどの協働は必須。
- ・ 分権の推進により地域の自己決定・自己責任を確立することは、都市環境政策にとっても重要課題。「市」に必要な権限と十分な財源を移譲することが必要。

2 循環型社会の構築

- ・ リサイクルに偏らず、発生抑制、再利用に重点をおくべき。
一定規模以上の飲食店にリユース容器の使用義務付け
環境配慮型リフォームのための技術開発の推進
中古住宅市場の活性化策の拡充
容器包装リサイクルについて市の費用負担の抜本的見直し
- ・ ごみ処理は排出者の責任、市は処理の代行者として位置づけるべき。
ごみの減量・処理有料化の促進
ごみ処理経費の明確化・透明化
- ・ 不法投棄問題は多くの市が抱える最大の悩み、法的整備を強化すべき。
不法投棄を取り締まる産廃Gメンの創設
- ・ 地域に密着した環境教育・学習は循環型社会形成のもうひとつの鍵。
学校における「地産地消」ため給食に地元食材の活用
環境教育の拠点としての学校施設の整備、活用のための施策の充実

3 地球温暖化対策の推進

- ・市の役割は、家庭部門、運輸部門における対策の強化にあり。市は市民・事業者とともにライフスタイル・ビジネススタイル変革に取り組む。

深夜営業の自粛・自動販売機の夜間使用の規制 交通
手段のベストミックスに向けてのガイドライン策定 住
宅用太陽光発電普及促進のための施策の拡充

- ・化石燃料の消費抑制等のため環境税は環境政策として有効な手段。地方税化を含め、地方自治体の環境施策推進のための環境税の活用を図るべき。

4 都市における自然環境の再生・創出

- ・単なる「共生」を超えた人と自然の関わりこそが、都市環境政策に求められるもの。
- ・ライフスタイルや生産様式の激変が里地里山を危機に。公共財として市民の手で再度活用する施策の展開を図るべき。
- ・里地里山や都市緑地の保全には、都市計画制度の規制手法でなく、相続税等の税制のグリーン化や市と土地所有者との契約など、新たな手法の活用を図るべき。
- ・水の健全な循環の確保のためには上下流地域の負担の公平化が必要。森林基金づくりも急がれる。都市部でも、雨水利用促進、排水処理システム見直しなど取り組みを急ぐべき。

都市と環境

- 美しい日本、持続可能な社会をめざして -
[提言サマリー]

序章 今日の都市環境の課題

この「提言」における「都市」

今日の私たちのライフスタイルはどこに住んでいても「都市型」であり、「都市の環境問題」の解決こそが国全体の環境問題の解決のカギとなる。

「都市」とは、人口が集中する都市部だけでなく、中山間地域、森林地域、沿岸地域など多様な地域を含む「地域」であり、人口1万人から400万人近くまで様々。この「提言」は、「市」の抱える多様な「地域」における「都市型ライフスタイル」がもたらす環境の課題を念頭に置いた。

「市」自らの決意をも示す提言

この「提言」は市が自ら環境問題に取り組む決意を示す。市職員はもとより、市民・事業者・NPOなど「市」の環境政策・施策の担い手への広い「協働」の呼びかけをしていくという性格を併せ持つものである。

第1章 持続可能な社会をめざした都市と市民の役割

都市の環境問題は様相が多様化

廃棄物・交通公害・生活排水などの従来の都市・生活型の環境問題に加え、最近では地球温暖化などに象徴される地球環境問題が深刻な問題となっており、大量生産・大量消費・大量廃棄といったライフスタイルやビジネススタイルを大きく変えていかなければ、解決できない。

問題は特性を反映して地域ごとに多様であるが、解決のために知恵を出し合い、他の地域とも連携・協調を図ることが必要である。

地方分権化と持続可能な都市

「地方にできることは地方に委ねる」という原則に基づいて、国と地方の役割を分担すべきである。持続可能な都市の構築のためには、「市」に必要な権限と十分な財源を移譲し、地域の自己決定権を高め、大胆かつ革新的な政策の実施を可能とすることが不可欠である。「市」は政策立案から関係主体とともに問題解決に取り組み、教育・研究機関と連携すべきである。

持続可能な都市の構築

この「提言」でいう「持続可能」とは、“sustainable”(サステイナブル)という英単語にその意味を求め、「つなぎあい、支えあい、有限な資源を将来の世代に引き継ぎ、しっかりと永続していく都市づくり」とした。

環境教育・学習の重要性

環境教育・学習は、学校教育にとどまらず、あらゆる年齢階層の人々、あらゆる場や機会をとらえ、確実に推進する必要があるが、とりわけ、幼少時からの環境教育を強化する必要がある。こどもの環境意識は父母や家族に大きな影響を及ぼし、幼少時から培われた環境意識が遠くない将来の社会を変えていく大きな力ともなる。

第2章 循環型社会の構築

ごみ発生量の高止まりと抑制対策の必要性

都市型のライフスタイルが一般化し、20世紀後半の廃棄物排出量は増加し続け、「ごみ発生量は高止まり」である。これからの社会に求められるのは、環境配慮をしつつ資源を循環させ、廃棄物の発生を最小化させる、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を核としたシステムである。

循環システム構築に向けた市民と事業者の役割

循環型社会を担うのは、主に市民と事業者である。消費者である市民は、廃棄物が出ないライフスタイルを選択し、自治体の分別収集や廃棄物施策と協力することが求められる。一方、事業者は事業活動のすべての段階で廃棄物の排出者と生産者の両面の立場を持つが、循環型社会では生産者としての責務が大きい。循環型社会構築を目指した諸制度の中で、拡大生産者責任の強化が必要である。

ごみ処理の有料化

ごみ処理の有料化は、環境負荷や社会的コスト発生に伴う「痛み」を地域社会に還元し、ごみ問題解決における自己責任を確認するための手法として有効であるが、その目的や効果を十分検討し、最大の減量効果が得られるよう料金設定と徴収方法の決定を図るべきである。また、ごみ処理経

費の明確化、透明化は不可欠である。

廃棄物の不法投棄対策

環境影響の最小化、当事者の迅速な特定、事案発覚後の地域不安の解消という観点等から、捜査・摘発の円滑化が不可欠であり、捜査及び告発の権限を有する専門家組織による一元的な体制を創設する必要がある。

また、自然の中の廃家電等の小規模な不法投棄は市民の心を荒廃させることから、有効な対策が必要である。

第3章 地球温暖化対策の推進

温暖化防止対策への取組みの必要性

地球温暖化対策は、都市構造を見直すとともに、ライフスタイルやビジネススタイルを変革していくことが重要である。

温室効果ガス発生主体を適切に把握し、取組みを促進させる立場にあるのは、個々の「市」である。多様な対策・施策をより有機的に統合して効果的に実施できるのも「市」である。まとまった人口が集中して居住し、業務活動や交通が密集した都市を単位とした対策が重要である。

環境負荷の大きなビジネス形態の抑制も必要であるが、憲法が保障する営業の自由との関連があり、「市」の取組みの制約を解くためには、国の政策方針の大転換が必要である。

都市の個性に応じた計画的な取組みの推進

市の職員は意識を高め、自ら率先して取り組むべきである。

地理・自然・気候、面積及び人口規模・産業構造などの地域特性に応じ、効果的に温室効果ガスを削減するための目標と方法を設定して取り組むことが有効であり、市民・事業者・NPOなどの創意・工夫を反映させることも重要である。ローカルエネルギーを効果的に利用する必要があり、天然ガスコージェネレーション、水素エネルギー等の新技術は、先進的都市の役割が重要になっている。

環境政策と環境税

地球温暖化対策のため化石燃料の消費を抑制することが必要であり、また、自然エネルギーの開発・活用には莫大な経費がかかること等から、市

場経済に化石燃料の消費を抑制するための仕組みを組み込み、その財源を温暖化対策に積極的に取り組む主体に振りあてるという環境税の導入は、有効な政策手段であると考えられる。

第4章 都市における自然環境の再生・創出

都市における自然環境の保護・保全・再生・創造

生物多様性の維持は、自然保護にとどまらず、地域らしさと人間性回復の原点であることに注目したい。里地・里山をいかに蘇らせるかが、都市の自然にとって極めて重要な課題である。これを「里山ルネッサンス」として、積極的に取り組んでいく必要がある。地方都市では、バイオマス資源としての再活用を考えることが重要であり、「都市農村交流」にも結びつく地域資源として再活用する方策を検討することが重要である。

親水環境の保全と再生

歴史に見る人と水とのかかわりなどを振り返り、その望ましいあり方を検討する必要がある。地域の自然の特性を語り継ぎ、時には水害等の災禍をもたらす荒ぶる自然もあることを、子どもたちに教え、同時に大人も学ぶ必要がある。

都市緑地、里山等の減少とその保全

都市の自然環境を測る指標の一つに緑被率があるが、下降傾向に歯止めをかけるには至っていない。また、里山や平地林は、都市開発や産廃施設立地の進行により細分化され、減少しつつある。この背景には、相続税等の税制の問題に起因するものが大きい。

上流・下流地域の負担問題

上流と下流は、水源地域と利水地域という関係から、利害が対立することもあるが、受益都市がその恩恵を生み出す地域に対して積極的に貢献する必要がある。日本は国土面積の7割は森林であり、森林保全のあり方が都市の安全保障に結びついていることを認識すべきである。

第5章 自立と連携による持続可能な環境都市を目指して

地域の特性を活かした取組みへの支援

地域には、地形や気象などの条件の中で展開されてきた社会・経済活動に根ざした固有の歴史や文化がある。国は、地域の取組みが果たす役割に留意し、その創意工夫を尊重し、支援するべきである。我が国がかつての深刻な公害を克服できたのは、地方公共団体が地域の住民の声を受け止めて創意工夫を凝らし、公害防止条例を制定するなど一貫して国に先駆けて対策を取ってきたからである。

「環境職員」としての気概

市職員が環境職員として気概と認識を持って、持続可能な都市を目指し、それぞれの担当する施策や業務に環境への配慮を組み込み、幅広く環境への取組みに参加することが重要である。

地域の連携、さらに地球規模での連携

里地・里山の保全や水の健全な循環の確保という課題への取組みについても、地域同士、特に人同士の連携が必要である。地域の連携を地球規模へと発展させることも重要であり、海岸への漂着物や酸性降下物(酸性雨、黄砂)、さらに温暖化に対する取組みも、地球規模での連携意識を持つことにより、その意味や動機が浮き彫りとなる。

広範な環境問題への取組みと都市の権限・財源の確立

広範な都市の環境問題に取り組むためには、「市」に対し、より一層の権限が移譲される必要がある。地域の実情にあった環境政策を進めるため、「市」の規模だけでなく、自然条件や産業構造の差異なども考慮した権限移譲が必要である。

また、分別収集やリサイクルが今後、一層進むことは必至であり、「市」の財政負担がさらに重くなることは不可避である。また、温暖化対策のため、今後導入、更新を必要とする設備の経費、とりわけ再生可能エネルギーの利用、導入促進の施策のための経費についての負担の増加は確実である。